

## 石川県内の企業機応援

新型コロナウイルスの影響が収まるまでの間、  
設立を除く商業登記を一律5,500円（実費除く）で承ります



### 役員の変更（重任）登記

→株式会社の場合、下記事由がおこった時に必要です

ex) 役員の任期満了、新規就任、  
辞任、解任、代表取締役の変更  
死亡、代表取締役の住所変更



移転のお知らせ

### 本店移転登記

→他県からの移転もお任せ下さい



### 目的変更登記

→新規事業を始めるときなどに必要です

許認可などのことも考慮して  
目的を考えさせていただきます

その他、登記に関係  
ない定款変更も可能

新規事業を開始するための  
許認可申請も可能

解散・清算登記は  
合わせて5,500円

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士  
久田事務所

〒921-8812

野々市市扇が丘9番20号

扇が丘ビル106

TEL : (076) 227-8019

FAX : (076) 227-8061

✉ [info@hisada-office.jp](mailto:info@hisada-office.jp)

<http://www.hisada-office.jp/>